

第1章 総則

1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）に定める消防用設備等に係る事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

2 運用上の留意事項

この基準は、消防機関として有する火災等の災害に係る知見等を踏まえ附加した行政指導事項も含まれている。

当該指導事項については、防火対象物の安全性の向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下、「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

よって、職員が関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得て初めて具現化するものであることに留意する必要がある。

3 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規則に関する政令（昭和34年政令第3号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する省令（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 告示とは、消防庁告示をいう。
- (7) 条例とは、忠岡町火災予防条例（昭和37年忠岡町条例第10号）をいう。
- (8) 条則とは、忠岡町火災予防条例施行規則（昭和37年忠岡町規則第2号）をいう。
- (9) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (10) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (11) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (12) JISとは、日本産業規格をいう。
- (13) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (14) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (15) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (16) 防火設備とは、建基政令第109条第1項に規定する防火設備をいう。
- (17) 耐火建築物とは、建基法第2条第9号の2に規定するものをいう。
- (18) 準耐火建築物とは、建基法第2条第9号の3に規定するものをいう。

- (19) 特定防火設備とは、建基政令第 112 条第 1 項に規定する防火設備をいう。
- (20) 防火戸とは、建基政令第 109 条第 1 項に規定する防火設備（防火戸に限る。）をいう。
- (21) 不燃材料とは、建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- (22) 準不燃材料とは、建基政令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- (23) 難燃材料とは、建基政令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。
- (24) 認定品とは、省令第 31 条の 4 に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。
- (25) 主要構造部とは、建基法第 2 条第 5 号に規定するものをいう。

4 凡例

- (1) 無印 : 法令基準及びその解釈（行政手続指針（平成 6 年 10 月 全国消防長会（消防機関の行政手続に関する検討会）発行）による法令解釈、補完基準を含む）
- (2) ◆ : 指導基準のうち、消防庁の通知等を参考に定めたもの
- (3) ★ : 指導基準のうち、忠岡町消防本部として防火安全性の向上を図ることを目的として定めたもの